

## 随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	徳須恵川護岸緊急復旧工事
工事概要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 武雄河川事務所長 財津 知亨 佐賀県武雄市武雄町大字昭和745
契約年月日	平成30年 7月 6日
契約業者名	(株) 藤川土建
契約業者の住所	佐賀県唐津市北波多稗田1693
契約金額	64,584,000円(税込み)
予定価格	64,627,200円(税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり (※随意契約理由書を添付すること。)
工事場所	佐賀県唐津市北波多行合野地先
工種区分	一般土木工事
工事期間(自)	平成30年 7月 6日
工事期間(至)	平成30年 7月27日
備考	入札情報サービス(PPI) ( <a href="http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx">http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx</a> ) にアクセスし、発注機関及び工事名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

## 随意契約理由書

1. 件名：徳須恵川護岸緊急復旧工事
2. 履行場所：佐賀県唐津市北波多行合野地先
3. 随意契約の相手方：名称 (株)藤川土建  
住所 佐賀県唐津市北波多稗田1693  
電話 0955-64-2017
4. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令102条の4第3号
5. 当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由
  - 1) 当該工事の目的  
本件は、平成30年7月6日発生洪水により被災した徳須恵川左岸堤防の緊急復旧を行うものである。
  - 2) 当該工事の内容  
本件は被災した堤防の応急対策として今後予想される降雨等の自然現象より堤防護岸の緊急復旧をおこなうものである。
  - 3) 随意契約に付する理由  
本件は洪水により被災した堤防を、今後予測される降雨等の自然現象より保護するために緊急に実施することが不可欠である。  
(株)藤川土建は、当該箇所の異常事態に緊急に対応をおこなう目的で緊急対応に必要な組織及び建設機械並びに資材、労力の確保及び動員に関する「災害時等応急対策工事及び洪水時等河川巡視に関する基本協定」を締結しており、本件の履行にあたって知識、経験、技術力を十分有しているものと判断できる。  
以上のことから本件を円滑に遂行するためには(株)藤川土建が唯一の契約相手と判断するものである。  
このため本件は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第3号により、(株)藤川土建と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)  
武雄河川事務所 工務課長